

議案第20号

米原市税外収入金に係る督促等に関する条例の一部を改正する条例について

米原市税外収入金に係る督促等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和3年3月8日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の公布に伴う地方税における延滞金の割合等の見直しにより、条例に引用している文言が改正されたため、この案を提出するものである。

米原市税外収入金に係る督促等に関する条例の一部を改正する条例

米原市税外収入金に係る督促等に関する条例（平成 17 年米原市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

付則第 3 項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「この年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を「その年」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の付則第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

米原市税外収入金に係る督促等に関する条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>付 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>	<p>付 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合および年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、この年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>	<p>・地方税における延滞金の割合等の見直しに伴う規定の整備</p>